

平成30年度財務省政策評価(案)の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版） 1
2. 平成29年度及び30年度における目標ごとの評価結果 2
3. 平成29年度及び30年度における評価ごとの集計結果 5
4. 平成30年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由及び政策への反映 6
5. 平成30年度の評価が前年度の評価より高くなった総合目標及び政策目標の評価理由 11

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）
我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。【A】

税制（総合目標2）
財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。【A】

財務管理（総合目標3）
経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。【A】

通貨・金融システム（総合目標4）
関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。【A】

世界経済（総合目標5）
我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。【A】

財政・経済運営（総合目標6） 総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。【A】

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）
1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進【S】
1-2 必要な歳入の確保【S】
1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保【S】
1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示【S】
1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行【S】
1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営【S】

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）
2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実【A】
2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3 酒類業の健全な発達の促進
2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）
3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制【S】
3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実【S】
3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実【A】
3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理【A】

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）
4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止【A】
4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理【S】

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）
5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等【S】
5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進【A】
5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上【A】

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）
6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保【S】
6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進【S】
6-3 日本企業の海外展開支援の推進【S】

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保
7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保【A】
8-1 地震再保険事業の健全な運営【A】
9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理【S】
10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保【S】
11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保【S】

2. 平成29年度及び30年度における目標ごとの評定結果

【総合目標】		評 定	
		29年度	30年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	A	A
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	B	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	A	A

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評 定	
		29年度	30年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S	S
1-2	必要な歳入の確保	S	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S	A
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	B	A
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	A
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	A
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S	A

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	B	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	B	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	A
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	S

評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

3. 平成29年度及び30年度における評定ごとの集計結果

各府省共通の 評定区分		総合目標		政策目標		合 計	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	21	16	21	16
A	相当程度進展あり	5	6	0	8	5	14
B	進展が大きくない	1	0	3	0	4	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

4. 平成30年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	29年度	30年度		
<p>政策目標 2-1 経済の好循環を 確実なものとする ための税制の着実 な実施、我が国の 経済社会の構造変 化及び喫緊の課題 に応えるための税 制の検討並びに税 制についての広報 の充実</p>	S 目標達成	A 相当程 度進展 あり	<p>測定指標「財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）」について、平成29年度の実績値を踏まえ、平成30年度においては目標値を「80%」に設定したところ、従来の目標値である「70%」は超えたものの、平成30年度の実績値が「72.1%」であり、目標値を達成できなかったことから達成度を「×」と判定し、施策「政2-1-2 税制についての広報の充実」については「a 相当程度進展あり」と評定しました。</p> <p>以上から、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>税制関連のウェブサイトの分かりやすさ等に関するアンケート調査について送信フォームを作成し、より簡易に意見を提出できるようにしたところであり、引き続き当該アンケート調査の結果を踏まえて税制関連ウェブサイトの内容の改善を目指すなど、広報の充実に一層取り組みます。</p>

4. 平成30年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	29年度	30年度		
政策目標3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>施策「政3-4-2 国庫金の出納事務の正確性の確保」に関する主要な測定指標「一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果」については、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかを検証するため、目標値として、日本銀行による出納結果を記帳した「国庫原簿」と各府省庁等の予算執行の結果である「一般会計歳入歳出主計簿」との金額の差異を「0」と設定したところ、平成30年度の突合結果として両者の金額の差異を確認しました。</p> <p>平成30年度（平成29年度分）において両者の金額の差異が発生している理由は、一省庁の平成30年度分の歳入として受けるべき6,243円について、当該省庁の日本銀行に対する誤指示により、平成29年度分の歳入として誤納され、その後、当該省庁が一般会計歳入歳出主計簿に係る訂正処理を行ったものの、国庫原簿に係る訂正処理の指示を出納期間内に日本銀行に行わなかったことによるものですが、法令に則り、すえ置整理を行った結果、外観上発生したものです。</p> <p>なお、国庫原簿上誤納となっていた金額は、平成30年11月、平成29年度分の歳入から平成30年度分の歳入に振り替えるとともに、当該省庁に対し、日本銀行への指示を正確に行うよう、改めて要請しました。また、平成30年10月に全府省庁等に対しても注意喚起を行い、適正な処理を要請しました。</p> <p>財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。当該省庁の誤納は、日本銀行では、当該省庁からの訂正処理の指示がない限り認識できないものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても適切に対応しておりました。今回発生した金額の差異は僅差ですが、結果として目標値は達成していないことから、達成度は「△」としました。</p> <p>以上から、施策政3-4-2の評定については「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>国庫金の出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。</p> <p>なお、国庫原簿上誤納となっていた金額は、平成30年11月、平成29年度分の歳入から平成30年度分の歳入に振り替えるとともに、当該省庁に対し、日本銀行への指示を正確に行うよう、改めて要請しました。また、平成30年10月に全府省庁等に対しても注意喚起を行い、適正な処理を要請しました。</p>

4. 平成30年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	29年度	30年度		
政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>施策「政4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行」に関する主要な測定指標「記念貨幣の適切な発行」については、明治150年記念貨幣、天皇陛下御在位30年記念貨幣及びラグビーワールドカップ2019™日本大会記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、同記念貨幣を適切に発行しました。なお、明治150年記念貨幣については、造幣局の販売過程において追加発行が必要な事態が生じたため、速やかに政令改正を実施し、追加発行を行うとともに、造幣局に対し、再発防止策を講じるよう要請しました。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」を踏まえ、一連のシリーズとして大会開催までに4回に分けて37種類を発行することとしており、その第一次発行分に関し、関係機関との連携の下、当該記念貨幣を適切に発行しました。また、第二次発行分に関し、図柄等を定める政令改正を行い、所要の準備を進めました。</p> <p>以上から、測定指標の達成度を「○」としたものの、当該施策の評定は追加的に対応すべき事態が生じたことを受けて「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>平成30年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、記念貨幣の発行に関し、一部追加的な対応が必要な事態が生じたことから、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、令和元年度以降においては、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p>

4. 平成30年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	29年度	30年度		
<p>政策目標 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進</p>	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。主要な測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」について、年度内に実質合意が2か国あったものの、平成30年度末時点の実績値に着目した場合、形式的には前年度より増加していないため、達成度を「X」としたことから、施策「政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進」の評定については「b 進展が大きくない」としました。しかしながら、財務省は多角的自由貿易体制の維持・強化を推進する観点から、WTO改革に関する議論に積極的に参画・貢献しました。また、経済連携の推進については、TPP11協定（CPTPP）や日EU・EPAの発効に際し、その円滑な実施を図る観点から、関係事業者向け説明会を積極的に開催する等の取り組みを行いました。RCEPについては、平成30年度には税関手続・貿易円滑化章を含む5つの章の交渉が実質的に妥結した他、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意が表明されています。貿易円滑化の推進については、上記のとおり税関相互支援協定について、平成30年度中に2か国との実質合意に至った他、WCOにおいて財務省は改正京都規約の見直しの検討において重要な役割を果たす等、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に向け大きく前進していることから、当該政策目標は評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定の締結数について、オーストリアとの間の税関当局間の協力覚書については、平成30年度内に最終合意に至り、署名を待つだけの段階に入っていました（5月7日署名）。また、平成30年12月には、日ウルグアイ首脳会談においてウルグアイとの間の協定について実質合意が確認され、現在署名に向け必要な手続を進めているほか、すでに政府間交渉中であったボリビアについても署名に向けて交渉が着実に進展しました。なお、平成30年12月にセネガルとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、ベラルーシについては、内容に係る当局間の合意後、政府間交渉の開始に向けた最終段階に至りました（4月25日政府間交渉開始）。このほか、英国、フランス等欧州諸国の税関当局との間で、航空旅客による密輸等の情報交換協力の強化に大枠合意しており、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。</p>

4. 平成30年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	29年度	30年度		
政策目標 8-1 地震再保険事業 の健全な運営	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>測定指標「地震保険検査先数の推移」については、平成30年度は比較的規模の大きな地震やその他の自然災害が頻発したことで、保険会社の保険金支払いへの対応が増加したことから、財務省としては保険金支払いを優先させ、検査を延期する措置をとりました。</p> <p>その結果、平成30年度中に地震保険検査を実施できなかった検査先があり、実績値が目標値を下回りましたが、実績値と目標値が僅差であると考えられることから、達成度を「△」と判定し、施策「政8-1-3 地震保険検査の実施」については「a 相当程度進展あり」と評定しました。</p> <p>以上から、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>

5. 平成30年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

総合目標	29年度		30年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
<p>総合目標3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。</p>	<p>B 進展が大きくない</p>	<p>主要な測定指標「国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況」については、引き続き、地方公共団体と連携し、国有財産の最適利用への取組を行って行くほか、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、当該測定指標の達成度を「□」と判定しました。</p> <p>地方公共団体と連携して国有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組みました。そのため、テーマ「総3-3（国有財産の有効活用を推進する）」と直接関係がある政策目標3-3における、施策「政3-3-2（庁舎の有効活用の推進）」、「政3-3-3（宿舍の有効活用の推進）」、「政3-3-4（未利用国有地等の有効活用の推進）」の評定は、いずれも「s」と判定しました。</p> <p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応でしたが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明しました。</p> <p>これを受けて施策「政3-3-5（事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理）」の評定は「c」としました。</p> <p>測定指標が「□」であり、かつ、テーマに関連する政策目標3-3の施策のうち「国有財産の有効活用」に係る3つの施策の評定はいずれも「s」であるものの、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受けて施策政3-3-5の評定を「c」と判定したことを踏まえ、テーマ「総3-3（国有財産の有効活用を推進する）」を「b 進展が大きくない」と評定しました。</p> <p>以上から、当該総合目標の評定を「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>	<p>テーマ「総3-3 国有財産の有効活用を推進する」については、地方公共団体と連携して国有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案への、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>さらに、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。</p> <p>以上から、当該テーマについて「a 相当程度進展あり」と評定し、当該総合目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>

(注) 「□」は、中期の最終年度でない場合における途中年度の進捗が適切である場合とする。

5. 平成30年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	29年度		30年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
<p>政策目標3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実</p>	<p>B 進展が 大きく ない</p>	<p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、損害賠償請求のおそれがあるなど切迫した状況の中、将来にわたって一切の国の責任を免除するよう特約条項を付すことも含め、ぎりぎりの対応でしたが、その後、本事案に関し、国会等で様々な議論がなされる中で決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等が行われていることが判明しました。</p> <p>全ての測定指標は「○」であるものの、上記のとおり、学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案を受け、施策「政3-3-5 事務の効率化などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理」を「c 目標に向かっていない」と評定しました。</p> <p>施策政3-3-5の評定については「c 目標に向かっていない」としているものの、中心的な施策である国有財産の有効活用を進めており、他の施策政3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であることから、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>A 相当程度 進展 あり</p>	<p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>他方で、施策3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であるものの、コンプライアンスの確保などの取組を財務省全体で進めている最中であることから、施策3-3-5の評定については「a 相当程度進展あり」としているため、当該政策目標の評定は、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

5. 平成30年度の評価が前年度の評価より高くなった総合目標及び政策目標の評価理由

政策目標	29年度		30年度	
	評価	評価の理由等	評価	評価の理由等
<p>政策目標5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上</p>	<p>B 進展が大きい</p>	<p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度（上位3段階及び4段階）」について、輸出入者（上位3段階）、通関業者（上位3段階）の実績値が目標値を下回った（輸出入者：目標値65.0%、実績値52.3%、通関業者：目標値75.0%、実績値71.9%）ことから、当該測定指標の達成度を「×」と判定し、施策「政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」を「b 進展が大きくない」と評価しました。</p> <p>主要な測定指標「密輸取り締まり活動に関する認知度」について、実績値が目標値を下回った（目標値85.0%、実績値82.2%）ことから、当該測定指標の達成度を「×」と判定したほか、測定指標「講演会及び税関見学における満足度」、「輸出入通関制度の認知度」（事前教示制度・AEO制度）、「税関相談官制度の運用状況」（上位3段階）の実績値が目標値を下回ったことから、施策「政5-3-5 税関行政に関する情報提供の充実」を「b 進展が大きくない」と評価しました。</p> <p>以上から、当該目標の評価を「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>	<p>施策「政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」を「b 進展が大きくない」と評価しましたが、これは主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」の一部の達成度が「×」であったことによるものです。</p> <p>一方で、当該指標は、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。</p> <p>施策政5-3-3の評価が「b 進展が大きくない」であるものの、主要な測定指標「密輸取り締まり活動に関する認知度」が目標値を上回ったこと及び他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>

5. 平成30年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	29年度		30年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
政策目標7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	B 進展が 大きく ない	施策「政7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保」については、主要な測定指標「政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施」の達成度は「○」であるものの、今後、商工組合中央金庫における業務改善計画の策定などに向けて、さらに適切な監督が必要であることから、当該施策については「b 進展が大きくない」と評定しました。 以上から、当該政策目標の評定は「B 進展が大きくない」としました。	A 相当程 度進展 あり	施策「政7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保」について、特に、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正事案については、昨年度に主務省共同検査や二度の業務改善命令等を実施したところですが、今年度は、同金庫より、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、同業務改善計画の実現のための具体的な方策を定める中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受けました。 同業務改善計画や中期経営計画は、平成30年4月から10月に開催された第三者委員会である「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」での議論等を踏まえて策定されたものであり、財務省は、中小企業庁や金融庁とともに同委員会の運営を担いました。また、中小企業庁や金融庁と連携しながら、同金庫との定期的な意見交換を行うことなどにより、同金庫の業務の改善状況の把握にも努めました。 以上のとおり、主要な測定指標「政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施」の達成度が「○」であるものの、株式会社商工組合中央金庫の上記の業務改善計画や中期経営計画が策定されたのは今年度であり、実行に移されたばかりであるほか、同金庫が規律を遵守するよう引き続き主務省庁として監督すべきことから、当該施策については「a 相当程度進展あり」と評定しました。 以上から、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。